

十五、此節は既に許可されたことを復た祈求してをるやうである。そこで或る學者達は、十四節を問の形に取扱ふ。または三十四〇九の後に是を置く者もある。或は又、十五―十七の三節を後代の加筆であると見る。然し十五―十七各節は、前節の意味の展開で、エホバが身親ら民と共に往き給ふことになつたのを示すものと見ることが出来る。即ち若し汝が少くとも汝の顯現をして我等と共に往かしめ給ふことすら出来な程ならば、我等をして此所から進ましめ給ふな。よしや乳と蜜との流るゝ地であつても、エホバが在さずば何にならう。むしろエホバが親らを示現し給へる此祝福されたるシナイに留るに如かずと言ふ意味らしい。然し十六、エホバは顯現をして民と共に往かしめ給ふよりも以上の事が出来る。エホバが、御自身が行き給ふことが出来る。其によりて、エホバがモーセと民に恩寵を示し、彼等を地上の凡の國民中より聖別したる事實を立派に證明し給ふことが出来る筈である（八〇二十二。九〇四。申四〇三十四）。十七、エホバは此要求を聽許し給ふ。

十八―二十三、モーセは、エホバが御自身偕なるべしとの御約束に對して、一種特

別なる示現を以て、保證を與へられん事を乞ふ。其要求の一部は聽許される。神の威光の本源たる御面を見ることは許されないが、エホバの道德性の啓示を與へられる。こゝは文が少しく亂れてをるらしい。原文には十八、十九、二十各節の主格は皆代名詞である。然し十八節の主格は勿論モーセで、十九、二十兩節のはエホバである。二十一節になると初てエホバの名が明記してある。十九―二十一の處は校訂の必要があると思ふ。原の記録には多分こゝでモーセがエホバの御面を見ることを願うた事を記してあつたであらう。ギリシヤ語譯「汝を我に示し給へ、我をして汝を見せしめ給へ」。此要求は二十一節に應へられてをる。

十八、示したまへ「我をして見せしめ給へ」(十三節參照)○示せ、知らしめよ。

十九、多分後世の加筆である。善「美」(亞九〇十七)即ち、神の人格の或美しき外見れば、エホバが自由に降し給ふ恩恵と憐憫である。エホバは御心のまゝに恵み、また憐み給ふ。惟ふに是はエホバの選民たるイスラエル人に關した言葉であらう(申七

○七)こゝは誰でも個人を、と云ふ意味に解すべき場合ではない。

二十、エホバの御面を視ることは常に、人には死に當る(創三十二〇三十。申四〇三十三其他参照)。然し、出二十四〇九、三十三〇十一。申五〇二十四。三十四〇十に、此觀念の變化がある事を見よ。

二十一以下。我が傍に一の處あり、我が住む處の近傍に一の場所がある」汝は其場所の譬「絶壁」(十七〇六)の上に立ち、而して、その裂罅又は虚隙から、我が通過した際我が後姿又は背を見てよろしい。けれども我が面を見ることは許さぬ。

第三十四章

ハのC三十四章

契約の再立

本章は現在の形に於ては前に碎された板に書いてあつたのと同じ文詞の書かれた石の二枚の板が再び與へられることを記してをる。前の石板には十誠か、又は契約の書の全體でなくば其一部が書いてあつたのである。然るに此度與へられたのには、十誠や契約の書が正確に寫されてゐないで、新しい律法が宣布されてゐるのは甚不思議である。新法典は多の點に於て二十〇二十二―二十六。二十三〇十一―十九と共通であるが、また澤山違つた點もある。そこで是は、他の記録又は文書にあつた本書二十〇一から二十三〇十九迄の異編が、石板の再び與へられた記事に結合はされたものであると見て間違は無いと思ふ。此異編は通常J文書に屬すると見られてをる。而して大多數の學者はゲーテの説に従つてウエルハウゼンの時代以後三十四〇十一―二十六の中に、二十〇一―二十よりも一層原始的であると想はれる十誠の異編を編出さんと努めたのである。然し諸説は未だ徹底しない。何故ならば、之を正當に視れば、三十四〇十一―二十六には何等十誠の形跡は無い。むしろ所謂契約の語なる二十〇二十二―二十六。二十三〇十一―十九の變つた形が現れてをる。之は石の板に書かれてあつた語は十詞でなく

て契約の書であるとの假定から来たものである。此假説によれば、二十七節と二十八節とは各違つた事に就て言つてをるのである。即ち二十七節は、此度初めて石の板に書かれた十節二十六節の契約の言の事を言ひ、二十八節は、再びエホバが石の板に書し給うたる（申十〇四）十詞の事を言つたものである。

一四、こゝに二個の見解が一緒になつてゐて引離すのは容易でない。前の石板と記載文に關する語は、三十二〇二十の續であるが、此命令の主要部分は、モーセ自身が石板を拵へて（二十四〇十二）に神が石板を備へ給ふ意味が出てをるので比較せよ）それから神の命に遵つて聖言を受くべく登山すると言ふ想像を以て書いたものである。（緒論参照）。

二、三、十九〇十一—十三（前半）、二十参照。

四、モーセすなはち……斫りて造り、一節、申十〇三参照）。

五一七、約束を履行して示現し給ふ（三十三〇十九—二十三）。

五、エホバは雲の中において降り給うた（十九〇九、二十）。彼とともに……立ちて

云々は、英語新譯脚註にもある通り「而して彼モーセ、神の御前に立ち（三十三〇二一—三十四〇二）拜してエホバの聖名を呼べり」（創四〇二十六。十二〇八其他）。

六、七、エホバは三十三〇十九にあるよりも委しく、己の根本的道德性を明め告げ給ふ。此宣言は或は全體或は一部分、舊約聖書の所々に出てをる（民十四〇十八。耳

二〇十三。拿四〇二。翁一〇三。詩八十六〇十五参照）。憐憫あり恩恵あり（三十三〇

十九）。恩恵とは人の要求に恵を垂るゝ神の慈愛を言ふ。恩恵「慈愛」を……施し、愛顧息ることなく千代迄も慈悲を示し（二十〇六参照）また人々の罪過を赦す（三十

二〇三十二。民十四〇十八）であらう。必ず赦すことをせず「罰を受けずしてはあら

しめず」（二十六〇、七）。此等の節は、確に十誠、殊にその引伸ばされたものと關係のあることを示してをる。惟ふに古代の記録としてエホバの人格を是以上に表はしたものは無いであらう。現在の文形そのまゝがモーセの書いたものでは無いにしても、是が、

モーセが人民の心に植付けんとしたエホバに關する靈的道德的觀念から出た文句であることは疑ひ無い。

八、九、モーセは此神の示現に撃れて、恐懼措く能はず地に平伏した(四〇三十一)。けれども彼はエホバが御自身民と共に旅に上り給はんことを願ふのを忘れなかつた。(三十三〇十二)。エホバが民の中にいまして行きたまふやうにときへ祈つた。彼は神の恩恵を受けたる経験から信すること強く、エホバが民の中にありて行かずと宣うた理由(三十三〇三、五)を轉換して、特に神は罪を赦し慈悲を垂れ給ふ神(民十四〇十九)であるからむしろ共に行き給ふべきであると言ふ請願をしたのである。汝の所有となしたまへ(出十九〇五。申四〇二十)。

十一、二十六、エホバが民と結び給ふ關係の表徴としてモーセに與へ給ふ契約の言(元來は十節は五節の後に直ぐ續いたものらしい)。

十、視よ我れ契約をなす「我れ契約をなさんとす」それを似たことは未だ曾て作され行はれなかつた(賽四十八〇六)奇蹟「不思議な事」(三〇二十)を汝の總體の民の前に行ふべし。國の民皆な即ちイスラエル人全體、エホバの所行を見ん。其後は、「我れ將に汝と共に成んとするエホバの働は、恐しく畏懼すべきものなり」(申十〇二十一)。

十一、十六、契約の言の擴大されたもので、十四節には最原始的な命令の一がある。こゝでは其がカナン人と同盟しない理由となつてをる。

十一、汝わが今日汝に命ずるところの事を守れ(申四〇四十。六〇二其他)。此句は形に多少の變化はあるが申命記中に三十度計りある。視よ我れ……逐ひはらふ「逐ひ拂はんとす」(二十三〇二十八。三十三〇二)。アモリ人云々(三〇八、十七)。十二、二十三〇三十二、三十三参照。十三、二十三〇二十四。申七〇五。十二〇三参照。アシラ像を斫りたふすべし、「アシラ」と言ふのは神聖な柱のことで、恐らく昔のカナン人の神宮に安置してあつた女神アシトレト又はアスタルトに献げたものであらう。

十四、原は十誠の第一誠の如く、單獨の命令(二十〇三参照)であつた。エホバの名と性格は嫉妬と言ふ語に表白されてあつてエホバは競争者を忍耐し得ない神であるから(二十〇五。申四〇二十四。五〇九)エホバ以外の神を拜することを禁ずる。是は註句として置かない方がよい。現在の文脈によれば、次節の禁令の理由となつてをる。

十五、十六、その神々を慕ひて其と姦淫をおこなひ、姦淫を行ふと云ふ者は、半ば異教禮拜の淫蕩なことで、半ばエホバとイスラエルとの關係は夫婦關係の如きものである(何西一—三。結十六。士二〇十七。申三十一—十六。利十七〇七)と考へられてゐたことから起つたものである。此等各節は多分後世の加筆であらう。

十七、「契約の言」の續であつて、神々を齋ることを禁じたもの。多分あらゆる偶像禮拜の禁止と同意義であらう(二十〇二十三。三十二〇四、八)。

十八—二十、無酵パンの節筵。首生を献することに關する律法が之に附隨してをる。十八、二十三—十五參照。十九(前半)、十三〇二、十二、十三參照。十九(後半)、

亦汝の家畜の首生、「亦」ではない、「汝の家畜の……」に至るまで皆しかりである。前句に加へて細目を指示した語である(十三〇十二、十三)。二十(前半)、十三〇十三參照。二十(後半)、二十三〇十五(後半)參照。首生を献することは、逾越節と一緒に

になつてをるのが普通であるのに、こゝでは無酵パンの節筵と一緒に一つてをるのを見るとき、章句の排列を過つたものと思はれる。殊に安息日の律法が二十三〇十二に於

ける如く初に置かれてないで、無酵パンの節筵と七週の節筵との間に割込んで來てをるのを見ては、さう探らざるを得ない。

二十一、二十三—十三參照。耕耘時にも收穫時にも、即ち如何程多忙であつても(母前八〇十二。母後二十一—十)。

二十二(前半)、二十三〇十六(前半)參照。七週の節筵に就ては申十六〇十五、十六參照。二十二(後半)、二十三〇十六(後半)參照。

二十三、二十三〇十七參照、但しこゝにはイスラエルの神なる語だけ附加してある。二十四、此等の節筵には神殿まで參詣に來なければならぬ。其には相當の時日を費

さなければならず男子達が留守の間は家々は皆護るべき者が無なつて了ふ譯である。然しエホバは、彼等の領土が益擴つて(申十二〇二十。十九〇八)隨て參詣旅程が長

くなつても、彼等の留守中に彼等の地所を奪はんと欲するやうな者は誰も無いと保証し給ふ。取らんとする者あらし、「然も」即ち旅の長きにかゝはらず「誰も食らんとす

る者あらし」己の物にせんと試みる者は無い(二十〇十七)。

二十五、二十三〇十八参照。こゝには此節筵が明に逾越の節と稱ばれてをる。

二十六、初穂の初云々(二十三〇十九参照)。此等の「詞」は、二十三〇十一十九の「詞」と、きつちり同じに纏つてをる。故に十一二十六の「詞」は、後世の加筆たる十一十六を除いては、他の出所多分J文書から取り來つた二十三〇十一十九に相並ぶべきものであることは殆んど疑ひ無いと思ふ。如斯相並行すべき章句のあるのを見るに、古代の律法に就ては澤山の言傳があつたことを知るべく、又た其言傳が、ユダの首都にてもイスラエルの首都にても、等しく受納られたものであることを知り得る。

二十七、十一二十六各節の結句。前述の言語は、エホバが、モーセ及びイスラエルと結び給うた契約の基礎であるから、之を書留て置くやうに命せられる(十節参照)。二十八、三十四〇一、四に其痕跡を留めてをるモーセが契約の詞を再び書して貰ふべく山に登り行くと言ふ記事の結論である。契約の詞とは十詞のことであるところには明記してある。前の場合の如く、モーセが山に滞在すること四十日四十夜(二十四〇十八。申九〇九)であつた。而してエホバ……かの板の上に書したまへり、即ち

二度目の寫も、初のと同じくエホバの手になつたものであつた(三十一〇十八)。

J E 文書の記録の元形では、シナイ山麓から出發せよとの命令は直ぐ此處に續き、其後に民數紀畧十〇三十三。十一〇十二等の記録が續いたものであらうと思はれる。現在の排列によれば、モーセの山降はP文書によつて記述せられ(三十四〇二十九以下)それから宮の造營建立に關する長い記録と利未記及民數紀畧一章より十章迄の律法が續いてをる。

二十九以下、石の板を受けた後、モーセは山を降る。現文の關係は、契約の再立されたことに關する直ぐ前の記録に結付いてをるが、然し本統は、モーセが律法の石板と宮の造營に關する命令や型を貰つて後シナイ山を降ると言ふ三十一〇十八(前半)に接續すべきものであらう。現在の形では、宮が既に立つてをることを豫想して(三十四、三十五兩節)モーセの歸營に關する記事とモーセが仲保者たる正規の務を爲すと言ふ記事とが一緒になつてをるのを見れば、此數節は統一あるもので無い。少くとも一部は三十三〇七一十一にある集會の幕屋に關する斷片と相並ぶべきものである。

二十九、文章の構成が拙い。その律法の板二枚を云々は註句のやうに見ゆる。原文は、彼れ山より下りし時「律法の二枚の板モーセの手にあり」モーセ、シナイ山より下りし時にモーセはその面の……光を發つを知らざりき。こゝや三十、三十五各節にある動詞は、神の榮光の反影がモーセの面から角状の後光を發したことを形容したものらしい（哥後三〇七以下）。ラテン譯聖書には此動詞が字義通りに譯してある。其爲にミケロアンゼロの描いたモーセには角が生れてをる。言ひしによりて「モーセ、エホバと語りしが故に」原因結果の關係になつてをる。

三十、アロンおよびイスラエルの子孫、ギリシヤ語譯には「長老達」となる。

三十一、會衆の長等、「諸侯」(十六〇二十二)。

三十二、これに讒せり、即ちエホバが彼に告げ給うたる凡の律法を彼等に傳へた。

其律法とは二十五章から三十一章迄である。其律法の大要は三十五〇四―十九、三十から三十六〇一迄に含まれてをる。三十三―三十五各節は可成永い間のモーセの慣習を記録したものである(三十三〇七―十一参照)から、前記の章句は、初には、直ぐ此

三十二節に續いてあつたかと思はれる。

三十三以下、語ふことを終へて、モーセの慣習に關する記録を導き出す句である。

是より以下各節の動詞に反復の意味を持つてをる。モーセは民と例の如く語るるときには覆面帕を被てをり、エホバの御前に進入する時にはいつも覆面帕を取除けてゐた。三十四、三十五は次の如く譯すべきものである。「モーセはエホバの前に(會衆の幕屋の中に)入り往く度毎に、出で來るまで覆面帕を取除けをるを例とせり。而して後、出で來りて凡て命せられたることをイスラエルの子孫に告ぐるを例とせり。然るにイスラエルの子孫に、いつもモーセの面の皮の輝くを見たり。さればモーセは、神の前に歸る時の來るまで覆面帕を被るを習慣とせり。」命せられた事と言ふのは、疑も無く、一部は、利未記及民數紀畧一章より十章に保存されてをる律法を指したものである。

第三十五章

二、三十五章より四十章三十八節迄。

宮の造營建立及聖別並にエホバの榮光之に留る事

三十五章より三十九章は、山に於てモーセに與へられ、二十五章より三十一章迄に記録されてをる宮及び設備品の造營に關する命令の實施されたことを記してをる。但し二十九章の祭司達の聖別に關する分丈は利未記八章に至つて記されてをる。

四十章は、宮が愈竣工して聖別せられた事を録してをる。元來此記事は、單に、人民に與へられた命令發布と其實施との大體を、三十五〇四より三十六〇七。三十九〇三十二より四十〇三十三にあるやうな形で記載したものでらしい。ギリシヤ語譯に僅の相違で此等の章句が寫されてゐることは注意すべきである。是に、此等の章句の或寫本に、最後に採用されたのは全く違つた順序の幕屋造營の短縮された記事が書添は

てあつて、其がギリシヤ語譯の基礎となつたものらしい。後にユダヤの標準刊本となつた後代の寫本は、三十六〇八より三十九〇三十一に、二十五〇十より二十八〇四十の命令の殆其儘の寫を挿入し、適當な處に香壇(三十七〇二十五―二十八。三十〇一―六)聖灌膏(三十七〇二十九。三十〇二十一―三十二)洗盤と其臺(三十八〇八。三十〇十七―二十一)等の簡単な記事を入れ、祭司即ちアロンと其子孫の聖別の記事と日々の燔祭の規定とを省いてをる。

三十五章一―三、安息日を宣言し、民の爲なればならぬ大多忙の仕事と雖も之を無視してはならぬことを告げてある。安息日は宮と其祭事よりも大切である。此法は三十一〇二十一―二十七の短縮反復である。火をたく可らず(三節。十六〇二十三參照)。四一九、宮及其設備品の爲に物品を己の心に從つて獻ぐるやうとの命令(二十五〇二―七參照)。

十一十九、造らるべき物品の目録。賢き心の人々によつて造られねばならぬ(二十八〇三。三十一〇六。また三十六〇一、二參照)。

二十一、二十九、材料の奉納。

二十一、凡て心に感じたる者と言つて復た凡て心より願ふ者（二十五〇二。三十六

〇二参照）と加へたのは、民が眞に心の底から奉納したことを示す爲である。集會の

幕屋とその諸の用、幕屋の内にて行はるゝ祭事（三十〇十六）。

二十二、入用の金は、大部分人々の身に付けた裝飾品の奉納によつて出来た。鑲鉤

又は「胸飾」。耳鑲又は「鼻鑲」（三十二〇二）。指鑲「印鑲」。頸玉又は「腕鑲」（民三十一

〇五十）。

二十三、二十四、織物、刺繡の材料（二十五〇四）。銀、青銅、及び合敷木又は「刺

毬花木」。物を造るに用ふべき、こゝは二十一節の祭事用の意味と違つて、造營の用の

意である。

二十五、二十六、此材料を以て智慧ある婦人等が紡いだり織つたりする（十節參

照）。凡て智慧ありて心に感じたる婦人、彼等は物品を奉納した上にその智慧と巧妙な

る技術とを捧げた。

二十七、二十八、長たる者ども、「諸侯」（十六〇二十二。三十四〇三十一）は、寶玉

（九節）と、燈油と、灌膏と………香（十四、十五兩節）を造る爲の材料とを携へ來

つた。

二十九、總括、結句（二十五〇二。三十五〇二十一）。本節は複雑い原文の順序を轉

倒してある。原文は「エホバがモーセの手によりて命令し給ひたる凡の工事の爲に奉

納せんと欲ふ心の起りたる凡の男女、彼等イスラエルの子孫は、自由なる心より思ひ

思ひにエホバに其を携へ來りたり。」

三十五章三十より三十六章一、工事の爲に棟梁の選定された宣言であるが、主とし

て三十一〇一六の反復である。たゞ附加へられたのは、ベザレルとアホリアブとが

他の工人等を教へると言ふことである（三十四節）。

第三十六章

第三十六章一、ベザレルとアホリアブの二指導者及其下に働く人々は事をなすべかりし、エホバが造營工事の爲に特別の知識を彼等に賦與し給うたのであるから、凡の工事を仕遂げなければならぬ。

二一七、工人等の任命、工事の開始、及び人民の心よりの奉納物が餘り多き爲仕事に妨げられたる事。工人等は、ベザレル及アホリアブの外に、熱心に希望して來る心の顯敏き人等であつた（三十五〇二十六参照）。彼等はモーセの處に集つた材料を以て仕事に取掛つたが、奉納物が止處なく來て多過ぎて困る程になつた。そこでモーセは、もう止めるやうに民に命じた。そは有るところの物（七節）「材料」が、造るべき物件の爲に既う充分で、餘分の出る程であつた。

三十六章八より三十八章二十、三十九章一―三十一、宮と其設備品の造營に關する委細の記録で、順序に違はあるが、大體二十五章十節以下を反復したものである。不

幸にして何日に始めたかと言ふ日附が書いて無いけれども、工事には數週かゝつた筈である。竣工して宮が建つたのは出埃及の翌年の始で（四十〇十七）、イスラエル民族がシナイに到着してから（十九〇一）恰度十ヶ月後であつた。

三十六章八より三十八、宮の造營（二十六〇一―三十七参照）。此造營の記録は、ギリシヤ語譯には、大體ヘブル語聖書の三十六〇三十四、三十六。三十七〇八、九、三十五―三十八を寫して、三十七〇一―六。三十八〇八―二十に出てる。

八一十三、此等の節には、聖所其自身即ち美しく刺繡された幕（二十六〇一―六）の製作が記してある。十四―十九、天幕と其外被（二十六〇七―十四）の造營、但し二十六〇十二、十三に對する句が無い。二十一―三十四、板又は骨組（二十六〇十五―三十）の製造。三十五―三十八、至聖所の緞帳と幕屋の入口の幔幕（二十六〇三十一―三十七）の製作。但し、二十六〇三十七には幔幕の爲の五柱は凡て金を被せることになつてゐるが、三十六〇三十八には、愈天幕が出來た時には、柱の頭と桁だけに金を被せたことになつてゐる。

第三十七章

三十七章一―二十九、宮の諸道具の製作。(二十五〇十一―四十。三十〇一―十、二十―三十八)。

一―九、櫃の製作(二十五〇十一―二十二)。十一―十六、案(二十五〇二十三―三十)。十七―二十四、燈明臺(二十五〇三十一―四十)。二十五―二十八、香壇(三十〇一―五)。ギリシヤ語譯には無い。二十九、聖灌膏と香。三十―三十一、三十八を簡單にしたもの。

第三十八章

三十八章一―廿、庭と其備品の造營。(二十七〇一―十九。三十〇十七―二十一参照)。

一―七、燔祭の壇(二十七〇一―八)。八、洗盤と其臺(三十〇十七―二十一参照)。洗盤と其臺とは、集會の幕屋の入口で勤をしてゐた婦人等の鏡で造つたとある。さらば既に集會の幕屋が存在してゐるものと見てある。如何なる勤務であつたかは不明である。カルデヤ語譯に祈禱であつたとあるが疑はしい。兎に角信仰の熱心な婦人達であつたものと見える。(母前二〇二十二を註釋書によりて比較し見よ)。そして仕事は極めて古代の風習で、何か婦人が宮で爲た勤行であつたらう。其が後にレビ人の仕事に移されたものではあるまいか。

九―二十、聖所の庭(二十七〇九―十九)。

三十八章二十一―三十九章一(前半)。幕屋に用ふる材料殊に金屬の性質並に計量。此部分は二十節から、二十八章を基礎とした、祭司の裝束製作の記録たる三十九章一(後半)―三十一に續く記事の進行を中絶してをる。銀は、三十五〇二十以下。三十六〇三以下の自分の心から献するものとは違つて、半シケルの人頭税賦課によつて集めた。此人頭税は、數へられた者の數に準じて徵集された(二十五節以下)。然し

此算數と税とは、同じく算數には準ずるけれども、集めたものを宮の造營の爲に用ひるので無く儀式祭事の費用たらしむべき三十一章十一―十六の税とは違つたものであつたらう。故に此二の記録は其目的が全く異つてをる。是は多分後代の加筆であらう。ギリシャ語譯には三十八〇十九―二十一。三十九〇一―十に記されてをる。

二十一、物を量るに左のごとし、是等は、イタマルの指揮の下に人頭を數へ税を取立てたレビ人がモーセの命に随つて行つた數方によつて量つた通の、宮の金、銀、青銅等の計量である。レビ人は、此所に初めて、宮の役人として記されてをる（三十二〇二十五―二十九。民三）。

二十二、二十三、此等の材料を用ひた工人の長等の名と資格。

二十四、金……二十九タラント七百三十シケル、惟ふに元の記録には金を何の用に供したかゞ記してあつたであらう。（二十七、二十八、三十、三十一各節参照）。一タラントは三千シケル（二十五、二十六兩節、結四十五〇十二参照）あつた。即ち總計八萬七千七百三十シケル（ギリシャ語譯には八萬七千七百二十シケル）となる。聖所

のシケルは約二百二十四グレーションある（ヘースチングス聖書辭典ケネデイの説）。故に總計は千九百六十五萬一千五百二十グレーション即ち金量約三千四百一十ポンド百分の七十一になり、我價格に直せば約百六十萬圓に當る。

二十五、會衆の中の核數られし者（三十〇十二）の献げし銀は、三十萬千七百七十シケル、即ち數へられた者六十萬三千五百五十人（民一〇四十六。二〇三十二参照）の頭割半シケルである。之を直せば金量約一萬一千七百三十五ポンド十分の七となり、我價格に直せば約四十萬圓に相當する。

二十七、百タラントの銀は聖所の骨組の爲の座を鑄る爲に用ひられた。四十、四十、十六、四で百になる（二十六〇十九、二十一、二十五、三十二）。

二十八、千七百七十五シケルは鈞（二十七〇十、十一）を作り、柱頭を包み、桁（二十七〇十七。三十八〇十七）を付ける爲に用ひた。

二十九、銅又は「青銅」は、二十一萬二千四百シケル即ち金量八千二百六十ポンド、價格不明である。幕屋の入口の幔幕（二十六〇三十七）の座、青銅の壇其他（二十七〇

一以下、庭と其諸門の爲の塵（二十七〇十七、十八）、釘（二十七〇十九）等を造るに用ひた。

第三十九章

三十九章一（前半）、此等の語は一の断片らしく、民の携へ來つた材料の残部殊に糸類の用途に就て記してをるから、三十八〇二十一—三十一の續と見ゆる。但し祭司の装束に諸糸を用ひたこと丈を書いて、三十九〇一（後半）以下の装束製作に關する委しい記録に移る文章の轉換となつてをる。

一（後半）一三十二、祭司の衣装、身の飾。二十八章の實行であるが、三十六〇八より三十八〇二十迄にある記録よりは、いくらか自由な處がある。此處の記事の特徴は各部の終に、エホバのモーセに命じたまひしこととしてふ言を常に用ひ、五節七節等七

度も其があることである。ギリシヤ語譯には、此記事を三十六〇八（後半）から四十、即ち、細目に亘る工事實施の初に置いてある。

一（後半）、現形では同節前半と並行してをるが、多分祭司の装束の製作に關する元の緒言の断片であらう。聖衣を製り（二十八〇二）。

二一五、エホデ（二十八〇六一八）。

六、七、肩帶の爲の「シヨハム」石（二十八〇七一十二）。

八一二十一、胸飾（二十八〇十五—三十）。

三十二—二十六、明衣（二十八〇三十一—三十五）。

二十七—二十九、其他アロンと其子等の衣装（二十八〇三十九—四十二）。

三十、三十一、祭司長の冠（二十八〇三十六—三十八）。

三十二、三十六〇八以下の部分を編括つた宮及其附屬品等の製作造營に關する結の辭。是は二の相並行する句で出來てをるが、前の部はギリシヤ語譯には無い。集會の

天幕なる幕屋「住居」、冗長である（四十〇二、六、二十九其他參照）。三十二（後半）

はギリシヤ語譯には、三十八〇二十四―三十一に對すべきギリシヤ語譯の終たる三十九〇十二となつて現れてをる。此言方に就ては七〇六。十二〇二十八、五十。三十九〇四十二、四十三參照。三十一節の終にある項を區切る〇印は三十二節の終に來て、三十二節を以て此項の終とすべきである。

三十三―四十三、幕屋と其諸道具の製作終りてモーセ之を嘉納し建立の準備成る。此處はギリシヤ語譯三十九〇四十四―二十三に僅に順序の違を以て現れてをる。終にある(四十二、四十三兩節)崇嚴な定式辭は、クロスステルマンの言つたやうに、祭司文書記者の心には、此工事の竣成は、天地創造にも比ふべき貴いものであるとの考があつたことを示す。實は本項(三十三節―四十一節)は凡て製作せられた物件の切詰めた目録である。

第四十章

四十章一―十六、出埃及第二年(十七節)の第一月第一日に幕屋を建てよとの命令。是は、アビブの月の第一日、首生が殺されて、出埃及が始められた日から大凡一年後、シナイ到着後十ヶ月と見て間違なしと思はれる。民數紀畧十章十一によれば、イスラエル人は、此年の二月二十日即ち聖所建立後約七週間にシナイを出發したのである。

此命令は二部に分れてをる(a)(二節―八節)幕屋と庭を建造して諸道具を備付けること。(b)(九節―十五節)幕屋と諸道具に膏を灌ぎ、アロンと其子等に膏を灌いで彼等を聖別すること。後の命令は四十〇十七以下の實行中に含れてないが、二十九章の實行と等しく、利未記八、九に初めて記録してある。

(a)二一八、幕屋の建立。集會の天幕の幕屋、凡を含む言方で、住居、骨組、被覆、其他を總て言つたものである(三十九〇三十三、三十四參照)。

三一五、住居の中なる諸道具の配置。櫃は緞帳の内至聖所に、案及燈明臺は聖所に置く。金の祭壇の位置の明瞭に記してない。多分緞帳の外、住居の入口の幔幕の内、櫃と同一直線上に、住居の中軸點に置かれてあつたらしい(三十〇六)。

六、七、庭の諸具。青銅の祭壇は住居の入口の前で、自然櫃や金の祭壇と一直線上の洗盤は水を盛つて、青銅の祭壇と住居との間に置かれた。八、庭の幕と幔子。

(b)九一十五。灌膏。(一)幕屋と諸道具の灌膏(九節一十一節)。(二)アロンと其子等の灌膏(十二節一十五節)。

(一)九一十一、幕屋に膏を灌いで之を聖別すること。聖別むべし、幕屋を献じて、幕屋も諸の器具も皆聖められて、全然宗教用に供すべく聖別即ち取除け置かれたるものとならしめよ。青銅の祭壇は至聖物と呼ばれてをる(三十〇二十九参照)。

(二)二十一十五、アロンと其子等の灌膏並に聖別(二十八〇四十一。二十九〇七。三十〇三十参照)。十五(後半)、膏そゝがれて云々はバーンツの説通り、而して其は「即ち聖別の式は、膏灌ぐことが彼等の代々變らざる祭司職の爲とならん爲に行ふべし、

彼等の爲に永遠の祭司職を備へん爲に(十二〇十四。二十九〇九)執行すべし。

十六、命令遂行の總括句(七〇六。十二〇五十。三十九〇四十二)之に引續いて十

七一三十三各節に、祭司の灌膏と聖別のこと丈は無いが、此命令實行に就て稍委しく記してある。此記録は七段に分れてゐて、各段は「エホバのモーセに命じたまひし如し」と言ふ句を以て區切られてをる(十九、二十一、二十三、二十五、二十七、二十九、三十二各節)。そして第八即ち最後の工事に至つて「是モーセその工事を竣へたり(三十三節)と言ふ辭を以て終つてをる。

十八、十九、天幕即ち山羊毛の上被と其外を包む蓋に圍まれた住居自體。二十、二

十一、緞帳内の至聖所に置かれた櫃律法の石板、贖罪所。二十二、二十三、緞帳の外に聖所の北側に置かれた案と其上の供前のパン。二十四、二十五、南側に置かれた燈明臺「モーセは燈臺を其位置に据ゑたり。二十六、二十七、香壇。祭司の聖別迄は、モーセ自ら其上にて香を焼く(五節、三十〇七)。二十八、二十九、幕屋の入口の幔子、青銅の壇、モーセは其上に燔祭と素祭をさゝげた。三十一三十二、洗盤(三十

○十九—二十一。三十一、三十二兩節の動詞は、習慣を表す。モーセ、アロンおよびその子等……「洗ふを例とせり。」即ち、こゝに祭司の務を行ひつゝあるモーセのみならず、アロンと其子等も、聖別前（利八章）既に祭司としての任務を果しつゝあつた意味が出てをる。故に此三十一、三十二兩節にアロンと其子等のこと及既に習慣的行事をなしつゝあつたと言ふことを書いたのは、慣例を書いた後代の加筆でなければならぬ（二十九—三十八以下参照）。

三十四—三十八、エホバの榮光は、從來、時々現はるゝに過ぎなかつたのが、こゝに永久、幕屋を住居とするに至る。三十四、三十五、十六—二十。二十四—二十六。二十九—四十三—四十六参照。雲と榮光即ちエホバの現在し給ふ表現とは、區別がしてある。榮光は「住居」に充ちた（王上八〇十、十一。賽六〇一）。其爲にモーセは入ることが出来なかつた（王上八〇十一）。

三十六—三十八、此等諸節は、曠野の旅に上つてをるものと見ての記録である。動詞は習慣を表してをる（民九〇十五—二十三参照）。雲幕屋の上より昇る時にはいつも

イスラエルの子孫途（十七〇一）に進めり（十二〇三十七。十四〇十五）。然ど雲の昇らざる時にはその昇る日まで途に進むことをせざりき。何故ならば、エホバの雲は常に住居の上に止るを例とし、夜と雖も雲の中に火があつて途々即ち「進軍」の途上常に民に見わたたからである。

不許複製製

大正三十三年六月二十日印刷

大正三十三年六月廿七日發行

定價金貳圓五拾錢

發行所

下關市上田中町

福音書館

振替福岡八八四九番

譯者 高垣勳次郎

發行者 下關市上田中町
イー・エヌ・ウワーン

印刷者 下關市西南部町七八
泉 菊太郎

印刷所 下關市東南部町二五
泉 菊工場

神學博士 ジョン・エイ・ブローダス著
神學博士 千葉勇五郎譯

說教學

定價 金壹圓五拾錢
送料 金拾八錢

著者は米國南部バプテスト神學校の校長として、說教學の教授であつたのみでなく、米國南部に於ける有数の說教者であつた、故に活きた福音を活きた人々に傳へんが爲めの實際的說教學である。

神學博士 エイ・チー・ロバートソン著

川島保譯

新約研究

定價 金貳圓
送料 金八錢

本書は、日曜學校教師、バイブルタラスの大人の組の爲めに書かれたものであつて、新約聖書を一層解し易からしめる目的の下に生れたものである、又た一層教に易からしめん爲めに用ゐらるべきものである、日曜學校教師の書架に必ず備へざるべからざるの書である。

友井 損譯
ラウシエンブウシユ著

基督教と社會の危機

定價 金參圓八拾錢
送料 金拾貳錢

著者は社會救濟論の先驅者である事は世既に定評がある今や社會運動益々盛んならんとするに當り、基督教者必讀の書である。

佐藤

清譯述

ヂヤドソン傳

定價金壹圓拾錢
送料金六錢

東洋傳道の開拓者アドナイラム・ヂヤドソンの傳は福音宣傳の如何に雄々しき事業なるかを憶はしめ、讀む毎に肉躍り血湧くの感あらしむ。

ハツバツド著
弘中つち子譯

アン・ヂヤドソン

定價金壹圓
送料金六錢

開拓傳道者アドナイラム・ヂヤドソンの傳を讀むもの、其の半面に夫人アン・ヂヤドソンあることを忘れてはならない偉大なる福音の使者を憶はれよ。

504
286

終